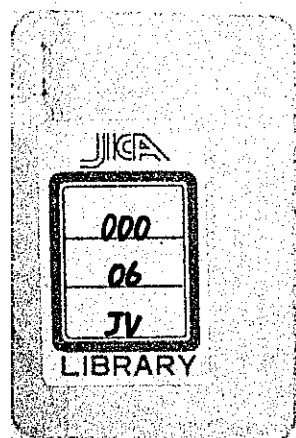


各国の奉仕部隊の活動



日本青年海外協力隊事務局

国際協力事業団

受入 月日	'84. 5. 22	1000
登録No.	06723	106
		JV

各国の VOLUNTEER 活動

1. アルゼンチン

MAESTROS PARA AMERICA (Social Workers for America) 計画があり、海外に青年を派遣し又国内に於ける計画にも雇用するもので、募集、選考、訓練に係る全費は政府が負担している。

受入国政府が国際旅費と滞在費を負担するを要望している。50名の教師と30名の社会奉仕者の派遣を計画しており、滞在費は月額86ドルであり、国内積立金月額57ドルが支給されている。

任期は2年間であり、選考については、学歴と実務経験を必要としている。

JICA LIBRARY



1037575[6]

2. オーストラリア

開発途上にある国々における協力を目的として、1961年 THE OVERSEAS SERVICE BUREAU (民間機関) が設立された。資金は教会、青年団体、民間企業等

100を余る民間団体より出資されている。

1951年度より実施されているインドネシア政府に協力する奉仕隊員の派遣計画“VOLUNTEER GRADUATE SCHEME”に係る行政管理についても、このOSBの大きな事業の一つである。

1963年、奉仕活動の事業拡張にともないOSBは AUSTRALIAN VOLUNTARY ABROAD (A. V. A.) を新設した。

当初、民間よりの資金により2年間に47名の奉仕隊員を派遣した。

1965年度末、政府はA. V. A. 計画に予算処置を講ずる旨発表、1965年12月には31名のA. V. A. 計画による隊員(ニューギニア18名、タンザニア5名、ソロモン群島2名、マレーシア2名、ナイジェリア2名、トンガ諸島1名、ノウマア1名)とインドネシアに派遣されたV. G. S. 計画による4名、合計35名が海外において勤務している。

なお、インド、ザンビアへの派遣も計画されている。

隊員は18才以上、大学卒又は必要な技術を身につけていなければならない。

1965年度の31名の内、19名が女子隊員である。

国内各州の都市において、夏期に面接試験が実施され、合格者についてメルボルンにて1週間のオリエンテーションが実施される。

任期は一応2年間である。

O. S. B. は隊員の国内住居地より派遣国赴任先までの旅費と保険料を負担する事になっているが、資金の不足により隊員がその旅費を負担するを希まれている。

受入国は、滞在費、食事、住居と小遣を支給する。

また、隊員は災害に備えて多少の自己資金を携行することが要請されている。

国内積立金は支給されていない。

3. オーストリア

1965年12月政府は、従来諸民間機関が実施していた奉仕隊員の派遣事業の調整機関として、YOUTH COUNCIL FOR DEVELOPMENT AID の編成を声明している。

4. ベルギー

従来、民間機関が海外に奉仕隊員を派遣していたが、奉仕活動の発展を期し 1964年9月24日帝国法令を布告した。この法令に基づき、政府により認可された機関は、社会安全保険、月額60ドルの国内積立金につき政府よりの出資を受けることが出来るにいたった。

奉仕活動機関としての認可条件は、

- 1) ベルギー国の協力計画にそったものであること。
- 2) 隊員の派遣計画(任用・派遣先等)につき政府の行政処置に同意するものであること。
- 3) 隊員の往復旅費、健康、精神の向上につき補償すべきものであること。

である。

1964年度 160,000ドルの出資が行われ、1965年度 260名の派遣が計画された。

当該年度の政府出資金は 320,000ドルである。1965年23の民間奉仕活動団体を集結 COMITE BELGE DU VOLONTARIET OUTRE-MER を設立した。これは 16のカソリック団体よりなる機構を拡大したものと

いえる。

隊員は中南米 6カ国, アジア 6カ国, アフリカ 10カ国に派遣されている。

20才より25才まで, 全てが技術を身につけているが内20パーセントは年長者であり高級技術者である。

5. カナダ

政府は, 青年および成人の奉仕隊員の開発途上にある国々への海外派遣と国内の未開発地への国内派遣を実施する "COMPANY OF YOUNG CANADIANS" の設立につき検討中である。

2,000名の国内外派遣を計画している。

C. Y. C. 計画に基づく隊員の海外派遣は民間計画の CANADIAN UNIVERSITY SERVICE OVERSEAS (CUSO) による協力の下実施される。

1965年に500,000ドルをCUSO計画に出資その事業拡充を計った。

1965年度末 332名の海外奉仕隊員を数えている。

CUSO は 1961 年 6 月に組織された。

UNESCO にもその計画案が提示されている。カナダ大学連盟が、組織に係る諸経費を負担することにし、その事業行政管理については CANADIAN UNIVERSITIES FOUNDATION にゆだねられた。

現在政府は、カナダより派遣国までの旅費を負担し、受入国側は滞在費と宿舍を負担している。

1965 年度末には 332 名が 29 カ国に派遣されている。ナイジェリア (57)、ガーナ (48)、タンザニア (28)、ジャマイカ (25)、マレーシア (23) が主なる派遣事業である。

75 パーセントが教育分野であり、看護婦医療訓練を受けた者がその 14 パーセント、他は青少年活動、農業、地域開発に協力している。

カナダ市民で 21 オ以上の者、志願者は一応大学卒又は同等の技術を身につけていなければならない。

地方委員会が 1 次選考を実施、大学総長を長とする NATIONAL ADVISORY SELECTION BOARD が最終選考にあたる。訓練は関係大学にて平均 5 週間実施される。

受入国側において、短期間のオリエンテーションが実施される。

滞在費は月額80〜100ドル、外宿舎が提供される。

また、その業務に対して俸給が支給される。

国内積立金は月額約40ドルであり任期終了後一括支給される。

6. デンマーク

1963年4月 THE DANISH DEVELOPMENT VOLUNTEER SERVICE (D. D. V. S.) DANSK UNGDOMS U-LANDSARBEJDE が組織された。

第二次大戦後民間機関として、ヨーロッパ復興と国際親善の向上のために設立された奉仕団体 MELLEN FOLKELIGHT SAMVIRKE がこれを管理している。

D. D. V. S. 計画の資金は政府 BOARD FOR TECHNICAL COOPERATION WITH THE DEVELOPING COUNTRIES より支出されている。

1965年度末 D. D. V. S. は69名の隊員を派遣している。

間実施される。

隊員は原則的に3名をグループとし編成され、月額163ドルの滞在費と約60ドルの国内積立金が支給される。

任期は2年間である。

此の奉仕活動としてフランス陸軍がフランス青年をフランス語国に1カ年教師又は技術顧問として派遣する計画がある。

8. ドイツ

1963年6月、ケネディ米大統領のボン訪問を期に THE GERMAN DEVELOPMENT SERVICE (DEUTSCHER ENTWICKLUNGSDIENST) が組織された。ドイツ政府並みに民間機関 THE COUNCIL OF LEARNING AND HELPING OVERSEAS がこれを管理しており、政府は全ての資金を出資している。

才1回派遣は、1964年8月に実施された。

1965年末迄に178名を海外に派遣し、280名に対して訓練を実施している。農業普及保健福祉分野にて活躍して

いる。外食民窟除去，職業訓練，手工芸分野にも派遣されている。

ブラジルに68名，アフガニスタンに59名，タンザニアに39名の派遣が主たるものである。

ボリビア，カメルーン，チリ，ダホメ，ガーナ，インド，イラン，リビア，ネパール，ナイジェリア，ペルー，トーゴ，チュニジア等への派遣と派遣計画をすすめている。

隊員はドイツ国民2ノオ以上の者，独身又は18才以下の扶養家族をもたない既婚者，財政上何ら問題のないものとされており，隊員の多くは技術又は技能を身につけている者である。

現在当局は，大学卒業者の志願の増加につき検討を進めている。学科並びに面接試験があり合格者は訓練に参加する。

隊員は115～125ドルの滞在費が支給され，受入国又はD, E, D, が住居及び家具を支給することになっている。業務上必要な場合は自動車が，また，参考図書，テープレコーダー，運動用具が支給される。2カ年間の役務契約を締結し1カ月間に2.5日の休暇が約束され受入国において

任期の才/年度にこれを利用することが出来る。

国内積立金は月額50ドルである。

9. インド

1965年夏 "EXCHANGE PEALE CORPS" 計画に基づき才/陣が米国に派遣された。

在ニューデリー米国大使館並びに INDIAN PLANNING COMMISSION の協力のもとに選考された5名の社会奉仕者が派遣されたもので、任期の最初の3カ月間訓練中の米国平和部隊にヒンズー語を教え、その後フィラデルフィア、ニューヨーク等において奉仕した。

10. イスラエル

1964年初め政府は MOSHAV MOVEMENT VOLUNTEER PROGRAM 計画についての財政処置を行った。

M. M. V. P. 計画は、イスラエルの海外に派遣する技術

専門家の補助技術員として派遣されるものである。

当初6名のみの隊員の派遣が実施されたが、1965年末迄には20名を数えることが出来た。更に30名の派遣を計画している。

MOSHAN MOVEMENTが隊員の募集送付訓練を実施しているが、MOSHAV MOVEMENTとはイスラエルの一種の農業セツトルメントであり、入所者は合同作業に従事するが個々、農家に宿泊している。

従来 of 隊員は全て男子であり、平均24才、近代農法の技術を身につけている。

訓練は6週間実施され、技術訓練、地域研修とフランス語国派遣の者については語学研修が実施されている。

1965年度末迄の20名については中央アフリカ共和国に6名、ダホメール6名、タンザニアに2名が派遣されたものである。

11. イタリア

政府は奉仕活動機構としての VOLONTARI DELLA PACE の新設を計画している。

12. リヒテンシュタイン

1965年3月、The Liechtenstein Development Service, Liechtensteinischer Entwicklungsdienst は、開発途上にある国々の財政援助と奉仕隊員派遣のため創設された。5人の政府代表と4人の民間機関 (World and Home Welt und Heimat) 代表よりなる評議員会によって管理されている。

オノ陣として、1965年の夏に2人の隊員が派遣された。

13. オランダ

The Young Volunteers Program, Jongeren Vrijwilligers Programma (J. V. P.) は 1963年2月に作られた。

当初、外務省管轄であったが、1965年以來、新しい
"Foundation for Dutch Volunteers" の企画立
案のため民間機関や政府の代表者が参画することが出来る
ようになり、政府は事業資金の出資と詳細なる事業計画の
実施を行なっている。1965年の末現在、J. V. P. は、8
カ国に、103名の隊員を派遣している。

その主なる派遣計画は、コロンビア、アイボリー・コース
ト、カメルーン、ブラジル、ナイジェリア、インド、ザン
ビア、と UNRWA 計画によるヨルダンへの派遣である。

志願者は、オランダ市民に限られ、21才以上の者、独
身者又は18才以下の扶養者がいない既婚者とされている。

訓練は、平均3ヶ月で、アムステルダムの *Royal
Tropical Institute* で実施される。

過去3つの隊員グループは、要請国へ船舶により赴任し
たが、船中で語学の訓練を続けて行った。

現地で、隊員は、65ドルから125ドルの滞在費を支給
される

宿舎は通常、受入国によって提供される。

J. V. P. は必要ならば自動車を供給する。

隊員は、地方医療機関の利用が要望されており、2年間任期の末、年度末に3週間の休暇があり、政府は国内積立金（月額28ドル）を準備している。

14. ニュー・ジージーランド

The New Zealand Council for Volunteer Service Abroad (V.S.A) は、1962年5月、海外に奉仕隊員を派遣している多くの組織の事業調整のため設立された。

Sir Edmund Hillary氏が責任者である。

V.S.Aは民間団体であり、約1,000人の会員よりの寄付と政府からの年額16,800ドルの交付によって成り立っている。

大部分の隊員は、協議会メンバーによって後援されるが政府も、隊員の旅費を支払っている。

1965年の末現在、38人の隊員が海外に派遣された、その中に、在學生が23人いる。

彼等は、タイ、インド、マレーシア、ブルネイ、西サモ

ア・ソロモン・トンガ、ニューヘブリデス群島にて、技術者や補助教員として奉仕している。

派遣隊員は、中等教育を受けている者でも、大学卒業者でもよい。

選考は、個人面接に重点がおかれ、成人については技術資格にもとづいて選考される。

訓練期間は、通常、1週間から10日間であり、大学教授、帰国隊員や他の経験者によって研修が実施される。

成人については、通常、その任期は2年間である。在学生については1年間である。

しかしながら、在学中に派遣された隊員については、卒業した者に与えられている国内積立金は支給されない。

滞在費と宿舎は、受入国又は派遣機関が準備する。

15. ノルウェー

The Norske Fredskorps (Peace Corps) は、1963年4月、政府によって、Norwegian Agency for International Development の一部局として

設立された。

第一陣58人は、1963年12月、ウガンダへ派遣され、教育、公衆衛生、技工、農作業分野に2年間、奉仕した。

12人の隊員は、イランで働いている。隊員の年齢は最低22歳であるが、ウガンダへの派遣隊員の平均は29歳であった。

志願者は、3日間の面接、心理テスト、身体検査にもとづいて、隊員として資格を得、訓練に入る。

いくつかのグループの選考については、訓練の終了まで続けられるが、おおむね、訓練3週間目で決定される。

訓練は、平均9週間実施される。

滞在費は、受入国内でも、地方の事情に従って変化があるが、月に最低133ドルである。

又、その地方の事情によって、年間5回までその滞在費を増額することがある。

任期は、2年間であり、任期終了後、奉仕期間に従い、1月35ドルが支給される。

受入国は、隊員に宿舎及び家具を準備している。

16. フィリピン

フィリピンの民間機関、Operation Brotherhood は1954年以来、海外に奉仕隊員を派遣している。

Junior Chamber of Commerce International により、ヴェトナムに食料や薬品を供給しようと組織されたものであり、医者、看護婦、社会奉仕家がこの計画により派遣された。

1957年、ラオスにも隊員を派遣しはじめ、1964年の末には、約120人がその国に滞っていた。

Operation Brotherhoodは、現在、その事業の拡張の可能性を検討している。

ラオスへの隊員は、“Barry boys”と呼ばれる、医者、看護婦、社会奉仕家、実業家によりなるチームである。

隊員全てが、大学卒業生で、任期は2年である。

マニラのO. B. による、面接及び経歴審査により隊員選考が行われる。

O. B. は、月額約60ドルの滞在費、旅費、管理費等の諸費を支給するが、ラオス政府によっても、宿舍が提供される。

O・Bへの資金援助は、米目、ニコー、ジールランド、オーストラリア、フィリピン、他にロックフェラー・フォード、アジア基金からくる。

隊員も、その組織の事業資金を寄付している。

17 スウェーデン

Swedish Peace Corpsは1965年1月に組織され、現在The Swedish International Development Authorityの中にある。

平和部隊の関連経費は、受入国の便宜供与をのぞく全額を政府が負担している。

1965年9月、第一陣がエチオピア17人、ガンビア9人それぞれ派遣された。

1966年には約90人、1967年までには240人の派遣を計画している。

資格は22歳以上で、英語の知識、職業訓練、実践的経験をもち、この訓練は10週間実施される。訓練の大部分は、言語学訓練に重点がおかれており、技術上の問題点、スウェーデン及び現地国の事情説

明についても実施される。

ザンビアでの奉仕隊員は *The zambia youth service* において、農業、ディーゼル、トラクター修理の指導にあたっている。

エチオピアでは、*Swedish-Ethiopian Building College* の生徒と一緒に地方建設作業に取り組んでいる。

奉仕隊員は、2年間契約、月80ドルの国内積立金が支給される。

18. スイス

1962年に、政府は奉仕隊計画の財政措置をとり、*Volontaires Suisses pour le developpement* を1964年3月に海外に派遣した。

奉仕隊計画は、*Technical Cooperation Service* (1961年に出来た政府機関) の組織下にある、現在、20名が海外に派遣されている。

資格は、スイス国籍で21才から30才までの者で、訓練への参加は、試験、面接、関係書類の審査で決まる。

訓練は3ヶ月間以上、スイス国内で実施される。奉仕隊員は、教育、電気作業、建設や協同組合、医療分野での作業に従事している。

カメルーンに8名、ダホメイに5名、ルワンダに5名、チュニジアに2名、派遣されている。

任期は、1年契約であるが、政府は18ヶ月に延長することを計画中である。

受入国は、奉仕隊員に住居を提供する。

政府は、1ヶ年につき、690ドルの国内積立金を計上している。

19 イギリス

海外奉仕隊員派遣組織として、英国には5つの組織がある。

グループ活動の要請や一般的調整は、*The Voluntary Societies Committee*又は*Lookwood Committee*が行なっている。

この委員会は、1962年に組織されたが、1958年以來、

実施されているものとして、1) Voluntary Service Overseas (V.S.O), 2) International Voluntary Service, 3) National Union of Students of England, Wales and Northern Ireland 4) Scottish Union of Students 5) United Nations Association がある。

全し、民間管理にされているが、英国々会は、諸経費の75%を出資している。

1965年の末には、1327人(在學生429名、他は卒業生)の奉仕隊員がラテン・アメリカ、アフリカ、アジアの58カ国に派遣されている。

奉仕隊員を沢山受入れている国は、ナイジェリア141人、インド29人、マレーシア74人、ガーナ66人、ケニア61人、タンザニア59人、パキスタン55人、ウガンダ54人、ジエラ・レオネ53人、及びマラウイ48人である。

奉仕隊員の70%は、教育分野であるが、他には農業、公衆衛生、社会開発分野に協力している。V.S.Oは、卒業生と在學生の二つの派遣計画をもっている。

在学コースは、18歳以上、高等教育の学識の水準以上にある者とされ、卒業生コースは、大学修了や病院又は同等の公共組織の専門コースを修了していなくてはならず、年齢制限はない。

全ての奉仕隊員は、イギリス市民又は連邦市民に限られている。

志願者は、傾向や3種類の証明書等についての書類送考を受け、4,5名の専門家からなる特別委員会によって面接選考される。

教育分野の奉仕隊員の大部分は2週間又はそれ以上のオリエンテーションをロンドン大学の教育学部で訓練されるが、V.S.Oは、教師以外の奉仕隊員のために1週間、オリエンテーションを実施する。

語学研修については、受入国側にて実施される。隊員は通常、1年間海外にて過ごす。

しかし、当局は、2年間、滞在するように要請している。受入国との協定にもとづいて、滞在費は都度代（食費付）とポケット・マネー（卒業生月35ドル、在學生月10ドル）か、受入国が労務に対して支払った同等の俵給（例え

ば、教師については、卒業生は月160ドル、在學生は月100ドル)のどちらかが支給される。

2年間滞在した隊員については、旅行費の25ドルが支給される。

国内積立金420ドルは任期1年、又は2年を問わず、全ての隊員に支払われる。

